

令和6年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年3月1日（金） 午前9時59分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 4 出席委員（6名）

1 番 上 村 正 朗 君	2 番 山 田 勉 君
3 番 鈴 木 いせ子 君	5 番 三 田 敏 秋 君
7 番 高 田 晃 君	8 番 小 杉 武 仁 君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者

副議長 大 滝 国 吉 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
学 校 教 育 課 長	小 川 智 也 君
同 課 参 事	今 井 雅 仁 君
同課教育総務室副参事	大 矢 かおり 君
同課未来の学校創造室長	中 山 晴 剛 君
同課未来の学校創造室係長	平 方 和 弥 君
同課未来の学校創造室係長	小 田 貴 文 君
生 涯 学 習 課 長	平 山 祐 子 君
同課社会教育推進室長	片 岡 昌 幸 君
同課スポーツ推進室長	倉 松 淳 志 君
同課スポーツ推進室主幹	菅 原 和 英 君
同課文化行政推進室長	吉 井 雅 勇 君
同課文化行政推進室副参事	竹 内 裕 君
同課教育情報センター長	加 藤 涉 君
村 上 教 育 事 務 所 長	浅 野 宏 君
荒 川 教 育 事 務 所 長	百 武 靖 之 君
神 林 教 育 事 務 所 長	田 村 富 夫 君
朝 日 教 育 事 務 所 長	本 間 憲 一 君
山 北 教 育 事 務 所 長	本 間 宏 君
- 9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

（午前 9時59分）

委員長（小杉武仁君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第12 議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 平山祐子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

生涯学習課長 おはようございます。それでは、議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明をさせていただきます。本案は、令和6年4月1日から新潟県からの権限移譲により、刀剣類の製作承認事務を本市が取り扱うことになることから、当該手数料を徴収する事項を別表に追加しようとするものでございます。なお、手数料の800円につきましては、現在新潟県手数料条例で規定しています手数料の額と同額としております。以上、よろしくお願いいたします。

（質疑）

上村 正朗 おはようございます。2点ほどお聞かせください。銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づくわけですが、美術品として価値のある刀剣類を製作しようとする者は承認を受けなければならないということだと思えるのですが、大変失礼な言い方ですが、そういう専門的知見を有する方というのは生涯学習課にはいらっしゃるのでしょうか。

生涯学習課長 主に申請をされる方は、刀匠の方が申請を出されるということになります。1回目の承認につきましては、県が取り扱うということになってございますので、その上で次回からの刀匠が製作する物の……すみません。文化庁ですね。県を通して文化庁が承認するというようになっておりますので、次回、次にまた製作をする段階の承認は、市のほうで権限移譲を受けて実施するということですので、特に美術品の価値あるものということでのうちのほうの専門的知見は要しないものというふうに理解をしております。

上村 正朗 すみません。よく分からないのですが、1本目の刀剣が製作、それは最初は文化庁がやると。2本目からは市がやるということなのですか。全然違う刀なのではないかと思うのですが、そこら辺。

生涯学習課長 申請書の申請の中身を見ますと、申請書には製作の目的でありますとか、あと製作にかかる時期、その期間ですね、期間を付して承認申請を出すということになっております。ですので、実際の美術品としての価値があるかどうかというところでの申請の中身というふうにはなってございませんので、あくまでもその承認申請の中身を見て、うちのほうが判断するというところでございます。

小杉委員長 吉井さん、あれですか。詳しく。

文化行政推進室長 今課長答弁申したとおりなのですが、刀剣を作ることについては、今申しましたとおり、まず文化庁が一番最初に作る方の技術という面で、そちらを承認するという。2本目以降はどうなのということなのですが、今課長申しましたとおり、これとは別に刀剣の審査というものがございます。これは、あくまで製作の審査というものでありますので、製作とは別に刀剣類、例えばうちの蔵から昔あった刀が出てきたけれども、これどうなのというのは、別に審査会を新潟県で行っておりまして、それは県のほうで行いますので、美術的価値につきましては、県のほうで引き続きやるということでございます。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前10時05分）